

東京大学技術職員組織化検討ワーキング・グループ設置要項

(平成20年6月10日総長裁定)

改正 平成22年3月30日

改正 平成25年3月11日

改正 平成31年3月29日

(設置)

- 1 技術職員が教員組織、事務組織と協調し、これらと衡平な立場で責任と権利とを持って協働する体制を築き、本学の活力の一層の向上を図るために技術職員の組織化を行う。この技術職員組織の具体像を検討するために、東京大学技術職員組織化検討ワーキング・グループ（以下「技術職員組織化検討WG」という。）を置く。

(任務)

- 2 技術職員組織化検討WGは、次に掲げる事項を踏まえ、技術職員組織の具体案を作成する。
 - (1) 技術職員集団としての意思形成の促進
 - (2) 教員の退職、異動に伴う技術職員への直接の影響を最小限とし、併せて流動性の確保
 - (3) 計画的・効果的な研修の実施とスキルアップの促進
 - (4) 技術職員間における適正な評価体制
 - (5) 新たなキャリアパスを創出し、これに伴う処遇の改善
 - (6) 技術職員組織の全体像を明確化
 - (7) その他、技術職員組織化に関する重要事項

(組織)

- 3 技術職員組織化検討WGは、委員長及び委員をもって組織する。
 - (1) 委員の構成は、次のとおりとする。
 - ① 総長が指名する理事又は副学長
 - ② 総長補佐（人事関係WG担当）
 - ③ 教員（若干名）
 - ④ 技術職員（若干名）
 - ⑤ 本部人事企画課長
 - ⑥ 本部人材育成課長
 - ⑦ その他委員長が必要と認めた者
 - (2) 委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

- 4 前3の(1)の③、④及び⑦の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

- 5 委員長は、任務を行うため必要があると判断したとき、又は委員長が必要と判断したときに開催する。

(庶務)

6 技術職員組織化検討WGの庶務は、本部人材育成課において処理する。

(補則)

7 この要項に定めるものの他、技術職員組織化検討WGの運営に関し必要な事項は、技術職員組織化検討WGの定めるところによる。

附 則

この要項は、平成20年6月10日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成20年10月2日から実施し、平成20年6月10日から適用する。

2 この要項の実施後最初に委嘱される委員の任期は、4の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年3月11日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。